

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

会員規程

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会会員規程

(趣 旨)

第1条 定款第32条に規定する会員及び会費については、この規程に定めるところによる。

(会員の区分)

第2条 会員とは宮古島市内に在住する市民、ならびに宮古島市社会福祉協議会（以下「本会」という）の趣旨に賛同し入会する者をいい、これを次の4に区分する。

- (1) 一般会員 各世帯
- (2) 賛助会員 社協役職員、評議員、理事、市役所職員、民生委員児童委員、学識経験者及びその他個人
- (3) 団体会員 社会福祉関係機関、団体、施設等
- (4) 特別会員 篤志家、企業、団体等

(会 費)

第3条 前項で規定する会員の会費の額は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 一世帯当たり年額 500円
- (2) 賛助会員 一人当たり年額 1,000円
- (3) 団体会員 一団体当たり年額 5,000円
- (4) 特別会員 一口当たり年額 10,000円

(会員証の交付)

第4条 第2条及び第3条により会員となった者には会員証を交付しなければならない。

(会費の納付)

第5条 会員は、その年度の会費を年度内に納付しなければならない。

(その他)

第6条 この規程の施行について必要な事項は会長がこれを定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成18年11月21日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。